

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則第43条第1項の市長が別に定める研修に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成28年規則第95号。第3条において「第1号事業人員等規則」という。）第43条第1項の市長が別に定める研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 指定生活支援型訪問サービス事業者又は市（以下これらを「指定生活支援型訪問サービス事業者等」という。）は、指定生活支援型訪問サービスを提供する上で必要な知識及び技術を習得させることを目的として指定生活支援型訪問サービスに従事させようとする者に対し、研修を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び第1号事業人員等規則の例による。

(研修の対象者)

第4条 研修の対象者は、指定生活支援型訪問サービス事業者等が指定生活支援型訪問サービスに従事させようとする者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士

(2) 養成研修修了者

(研修の内容)

第5条 研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人の尊厳、基本的人権、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）、ノーマライゼーション等の概念の理解に関すること。

(2) 虐待防止、職業倫理、安全対策、感染対策、メンタルヘルス、ストレス対策等の業務に従事するために必要な基礎知識の習得に関すること。

(3) 介護保険制度の理解に関すること。

(4) コミュニケーションの意義の理解、質問及び相談の技法の習得並びに指定生活支援型訪問サービスの利用者の状況に応じたコミュニケーションの実践等に関すること。

(5) 老化に伴う心身及び日常生活の変化、高齢者に多い疾患、高齢者の生きがい、老化の受容等の高齢者の理解に関すること。

(6) 日常生活を営むこと及び家事を行うことの支援に関する基礎知識並びに当該支援の実践に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定生活支援型訪問サービス事業者等が必要と認めるもの

(研修の方法)

第6条 指定生活支援型訪問サービス事業者等は、研修を講義により行うものとする。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者等は、必要があると認めるときは、講義に加えて実習を行うことができる。

3 講義は、おおむね6時間以上行うものとする。

4 研修に係る講師は、指定生活支援型訪問サービス事業者等が研修の内容を十分に理解し、かつ、適切に指導できると認める者とする。

(研修の報告等)

第7条 研修を実施した指定生活支援型訪問サービス事業者等は、当該研修を受けた者に対し、研修修了証(別記様式第1号)を交付するものとする。

2 指定生活支援型訪問サービス事業者等は、研修修了者名簿(別記様式第2号)を当該研修修了者名簿に係る研修を受けた者が当該指定生活支援型訪問サービスを提供した日から5年間保管するものとする。

3 研修を実施した指定生活支援型訪問サービス事業者は、市長に対し、研修修了後速やかに、研修実施報告書(別記様式第3号)に研修修了者名簿及び研修修了証の写しを添えて提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。